
令和元年 第95回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第6日）

令和元年 9月27日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和元年 9月27日 午後 1時30分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第3 認定第2号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第4 認定第3号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第5 認定第4号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第6 認定第5号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第7 認定第6号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第8 認定第7号 平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第9 認定第8号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第10 認定第9号 平成30年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第11 認定第10号 平成30年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第12 認定第11号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第90号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第91号 平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第15 議案第80号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第16 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総

務教育常任委員長報告)

- 日程第17 意見書案第2号 兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書の提出について
- 日程第18 意見書案第3号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出について
- 日程第19 意見書案第4号 下水道施設の改築に係る国庫補助金の継続と予算の確保を求める意見書の提出について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第3 認定第2号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第4 認定第3号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第5 認定第4号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第6 認定第5号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第7 認定第6号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第8 認定第7号 平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第9 認定第8号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第10 認定第9号 平成30年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第11 認定第10号 平成30年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第12 認定第11号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第90号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第91号 平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負変更契約

の締結について

日程第15 議案第80号 教育委員会委員の任命同意について

日程第16 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について（義務教育常任委員長報告）

追加日程第1 意見書案第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の提出について

日程第17 意見書案第2号 兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書の提出について

日程第18 意見書案第3号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出について

日程第19 意見書案第4号 下水道施設の改築に係る国庫補助金の継続と予算の確保を求める意見書の提出について

日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 太田昭宏君
3番 岩本修作君	4番 阪本晴良君
5番 森田善幸君	6番 中井次郎君
7番 重本静男君	8番 小林俊之君
9番 谷口功君	10番 宮本泰男君
11番 河越忠志君	12番 浜田直子君
13番 平澤剛太君	14番 竹内敬一郎君
15番 中村茂君	16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 東 康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村銀三君 副町長 田中孝幸君
教育長 西村松代君 温泉総合支所長 太田信明君
牧場公園園長 藤本喜龍君 総務課長 井上弘君

企画課長	岩 垣 廣 一君	税務課長	長谷阪 仁 志君
町民安全課長	西 村 徹君	健康福祉課長	中 田 剛 志君
商工観光課長	水 田 賢 治君	建設課長	山 本 輝 之君
上下水道課長	北 村 誠君	町参事	土 江 克 彦君
浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君	介護老人保健施設ささゆり事務長	宇 野 喜代美君
会計管理者	仲 村 秀 幸君	こども教育課長	長谷阪 治君
生涯教育課長	川 夏 晴 夫君	調整担当	谷 淵 朝 子君
代表監査委員	川 崎 雅 洋君	農林水産課副課長兼水産林務係長(水産担当)	岡 一 則君

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、こんにちは。

第 9 5 回新温泉町議会定例会 6 日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成 3 0 年度一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算認定並びに工事請負契約の締結などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆さん、こんにちは。

定例会第 6 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

昨日までの決算特別委員会では、いろいろな面で御指導をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日の定例会は、人事案 1 件と、さらに追加議案としまして事件案 2 件を御提案申し上げるものであります。議員各位におかれましては慎重審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、第 9 5 回新温泉町議会定例会 6 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第 1、諸報告に入ります。

去る 9 月 1 8 日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、町長から報告がありましたらお願いいたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 特にありません。

○議長（中井 勝君） 以上で諸報告を終わります。

日程第2 認定第1号

○議長（中井 勝君） 日程第2、認定第1号、平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田委員長。

○決算特別委員会委員長（池田 宜広君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託をされました認定第1号、平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月19日、20日、24日、26日に委員会を開催し、審査を行いました。審査の過程につきましては、15名で構成する委員会でありますので、詳細については省略をし、審査結果のみ報告をいたします。

認定第1号、平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 委員長、御苦労さまでした。

委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

委員長、大変御苦労さんでした。

それでは、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 失礼いたします。認定第1号、平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

最初に、平成30年度は、安倍政権、アベノミクスの推進を叫び、実質賃金が50万円も下がり、ワーキングプアは43万人も増加しています。一方、日本の富豪40人の平均保有資産は4,000億円と、平成24年比で倍増させています。そして、平成25年に続いて生活保護基準を削減をいたしました。最大5%の引き下げ、47の制度に影響を及ぼすことを公言しています。この影響は、例えば非課税限度額や最低賃金などにも連動し、多くの分野で住民生活を圧迫する要因となっております。そのために、町行政が住民に寄り添い、暮らしを支えることが重要だと予算委員会でも指摘をいたしました。しかし町長は、おんせん天国の推進や、組織の改編を打ち出し、平成31年度には大規模な人事異動を実施をいたしました。それが行政組織の安定を欠き、結果として行

政事務のミスや職員の事故を誘発する一因になっているのではないかと危惧をするものであります。

第2に、町長の権限や職責は憲法や地方自治法を初めとする法令に定められていることも一般質問や予算委員会で議論をいたしました。しかし、町長は、憲法も法律も条例もあるが、もっと大事にしていることがある。それは自分の良心と良識を大事にしていきたいと答弁をされています。それは独善につながると批判をいたしました。全ての公務員は憲法や法令遵守が義務づけられています。町長と職員との間に乖離が生ずるのではないのでしょうか。

第3に、予算執行の問題であります。浜坂認定こども園移転改築問題の検討がストップしていることは大きな問題であります。また、決算委員会でも指摘をいたしました。地方自治法第9章で、財務について規定をされています。第210条で1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定められています。総計予算主義の原則であります。児童福祉総務費の子育て支援パンフレット作成事業費31万4,000円の予算が、なぜか6万4,152円のリーフレットにさま変わりをしています。この予算は、29年度予算であったものが執行部の勝手な判断で流され、30年度に再計上されたものであります。金額の多寡の問題ではなく、議会で議決された予算を誠実に執行する義務に反するものであります。この一例だけでなく、さまざまな部署で類似する問題が散見されました。また、補正を繰り返す、あるいは予算では事業の全体像の説明ができず、補正を繰り返すたびに事業規模が拡大している事業も見られました。

そもそも予算や決算とはどういうものであるのか、再確認と反省を強く求め、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） そのほか、討論があれば。反対。

それでは、反対討論を許可いたします。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） それでは、平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論をさせていただきます。

1月の総務教育常任委員会では、夢ホールの鉄骨の溶接方法が設計と異なっていたことが報告され、耐震診断では構造的な不同沈下はないとの内容でしたが、8月の委員会での工事内容の報告では、不同沈下の矯正工事が含まれており、診断と補強計画の同時に提出される内容に相違があるとしか理解できません。それを担当課はどのように理解されているのか。また、鉄骨については溶接部分の全箇所調査が工事に含まれるべきであると考えますが、構造計画ではどのように判断されているのか。屋根のトラス組みは部材の1つでも壊れれば屋根全体が崩落する可能性さえあり、担当課はそのことをどの

ように理解されているのか。以前の議会で、屋根トラス組みだけでも更新すれば、耐久性向上の面から費用対効果が高いと考えられますが、検討された報告はありません。多くの疑問が残ったまま、少しずつおくれながら事業は進んでいます。

人は、誰でも過ちを犯すことがあります。間違えることがあります。1つ、「すこやか〜に」の建築整備点検報告が不必要に30年近く継続されてきたこと。2つ目に、本年度実施しました照来小学校普通教室エアコン設置工事では、電源設備の幹線の架空配線の設計に不備があり、設計変更が必要になりました。3つ目、浜坂北小学校の今年の防火設備点検では、防火シャッターの安全停止装置が設置されていないにもかかわらず、その設備が支障ないという報告がなされていました。これらはいずれも同一の建築士が担当されていたわけですが、これは、誰でもどんな場面でも間違いと隣り合わせであることについて、行政担当者は常に念頭に置かなければならないと思います。

さきのような誤りについては、点検等を同じ点検者が繰り返すのではなく、次の点検を他者が担えば、あるいは鳥取県、鳥取市などが実施している工事監理業務を設計者以外の技術者が担当すれば、バックアップまたは改善されると思います。

このたびの夢ホール耐震改修工事では、既存部分については建築基準法の完成検査はありません。また、夢ホール耐震診断補強計画から耐震改修工事実施設計では、発注者としてのチェックさえ放棄されていると思われ、第三者評価を受けないことだけが決定されていました。工期は特段の理由なく先延ばしにされてきたように思います。何より、実施設計業務に鉄骨の追加調査が盛り込まれ、計算書に未作成な部分があることを確認するなど、発注業務の内容チェックが不十分なまま委託料が支払われたとしか認識できない現状もあります。もしもそれが事実と反するとすれば総務教育常任委員会での報告は偽りとなり、そのような事業推進も当然認められないこととなります。

先日の福島原発、この事故を責任を追及する東電幹部の裁判では、3人全員の無罪が言い渡されました。その判決理由に、当時は国が原発に絶対的な安全を求めていなかったことが掲げられました。その国とは何でしょう。私は本来、国は国民の集合体であると思っています。一方、司法は、国を行政部として捉えているようです。その代表が総理大臣です。しかし、総理大臣が、安全でなくていいよと言うわけがありません。司法の言い分は、国民の生命にかかわる重大なことでさえ国や行政が手を抜いてもいいと言っているようで、司法判断に幻滅を感じ、大変な違和感を覚えました。

私も個人だけに責任を押しつけることには賛成できませんが、安心安全の確保に責任者不在では済まされません。小さなことでも住民にとってどうか、そんな視点で事業が進められるべきであり、大事業でも担当者個々の責任と判断の重なりが重要です。判断にかかわる全員が安心安全に無頓着であれば、判断はとんでもない方向に進むことさえあります。それが飯綱町の研修により再確認できました。究極的には、安全は自分自身で確保しなければならない。国も司法も最後はわかりません。しかし、住民に最も近い行政組織である本町は、また町長は、住民に寄り添うスタンスで安心安全を確保してほ

しいと思います。また、そう努力すべきだと思います。

私は誰を責めるつもりもありませんが、人は知っていることよりも知らないことのほうが多く、謙虚にわからないことを理解する努力をし、それでもわからなければ助言を求め、結果として町民が幸福になるよう、事業を推進すべきだと考えます。そんな警鐘を鳴らし、周りへの遠慮過多に陥っておられる町長への奮起のエールを送りたいと思います。この認定に反対したいと思います。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立12、多数であります。よって、平成30年度新温泉町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、平成30年度新温泉町特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の認定については一括上程し、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第3 認定第2号 から 日程第12 認定第11号

○議長（中井 勝君） 日程第3、認定第2号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号、平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号、平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第8号、平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第10、認定第9号、平成30年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第11、認定第10号、平成

30年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第12、認定第11号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田委員長。

○決算特別委員会委員長（池田 宜広君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託をされました認定第2号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの10会計については、9月26日の委員会において審査を行いました。

審査の結果につきましては、15名で構成する委員会でありますので、詳細については省略し、審査結果のみ報告をいたします。

審査結果は、認定第2号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号、平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第7号、平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号、平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定、認定第9号、平成30年度新温泉町水道事業会計決算の認定、認定第10号、平成30年度新温泉町下水道事業会計決算の認定、認定第11号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定の特別会計6会計及び公営企業会計4会計については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告が終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

認定第2号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町国民健康

保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第4号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号、平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町温泉地区

残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第7号、平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第8号、平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第9号、平成30年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第10号、平成30年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、これから討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町下水道事

業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第11号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、これから討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第13 議案第90号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第90号、新温泉町防災行政無線整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 本件につきましては、追加議案となりましたことをおわび申し上げます。

内容につきましては、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負変更契約の締結についてでありまして、説明の都合上、追加議案の審議資料、追加ナンバー2の109ページをお願いいたします。消費税率の引き上げについてということで、本年10月から10%が適用されるに当たり、真ん中黒枠のポイントとしまして、契約日ではなく、引き渡し日時点の税率が適用されますということで、右下の①から③のパターンのうち、本件の契約日は6月25日、工期が来年の3月25日ということでありますので、本件は②のケースに当たり、新税率が適用されるものでございます。

108ページに戻っていただきまして、6月25日に締結しました本工事が10月から消費税率が変更になることにより、当初請負契約が1億1,340万円で、引き上げ分の210万円を加え、1億1,550万円となります。

それでは、追加議案、本文に戻っていただきまして、変更契約の内容は、契約の目的、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事、契約の方法が随意契約、契約の金額が210万円の増、全体額が1億1,550万円。契約の相手方、日本無線株式会社神

戸支店支店長、倉田康司氏でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） お尋ねいたしますけど、今のこれ単純に、もとの金額の1億1,340万円に今度追加される2%を掛けたら210万円にはなるんですけども、そのあたり、何かもとの金額で減額するものはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 御質問の趣旨は、税込み額に計算されて合わないという意味でしょうか。

○議員（4番 阪本 晴良君） わかりました。

○町民安全課長（西村 徹君） じゃあ、そういう御理解でお願いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） いや、ちゃんと答弁せんと、じゃあそういうことでっていうのはなしだで。これ議事録に残るから、質問に対してちゃんと回答してあげんとだめですよ。

○町民安全課長（西村 徹君） はい、済みません。再計算して、消費税10%ということで計算をして、その金額ということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今回の契約については、工期自体が10月1日を越える契約になるわけですが、これが例えば建築の工事であったり、部分完成というものでもしもできれば、9月末での部分完成についての支払いについては8%で済んだらと私は理解してます。今さら取り返しがつかないわけですが、そういったことについての検討はなされたのでしょうか。要は部分完成について検討されたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 6月25日の契約書の規定に基づいての支払いということで、それについては契約の条項にないということでございます。

○議長（中井 勝君） 河越議員、所管ですので。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

それでは、お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第91号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第91号、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この議案につきましても、追加議案になりましたこと、おわび申し上げます。

それでは、議案91号、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負変更契約の締結について、説明をさせていただきます。

この工事につきましては、昨年の9月に、31年度分の債務を含めた13億2,840万円で株本・山陰特別共同企業体と契約をいたしまして、9月18日から着手をいたしまして1年を経過しております。この変更契約の内容につきましては、先日の補正予算で概略につきましては説明させていただいたところですが、追加の審議資料で説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

追加ナンバー2の審議資料、まず111ページのA3の造成計画平面図をお開きいただきたいと思っております。工事の概要としましては、ページの左上側です。白丸ですが、記載させていただいておりますように、調整池工、地盤改良工、場内道路工と造成工でございます。この工事は地盤改良が大きなウエートを占めておりまして、約20メートルの軟弱地盤を、くい打ちの大型機械で土の中の軟弱土とセメントの固化剤を攪拌いたしまして、そのままの位置で深層まで強固な柱状のくいを形成する工事となります。

30年度分は繰り越しさせていただきましたが、天候にも恵まれて、ここまで順調に進捗をしております。しかしながら、地面の中の工事でございますので、施工の段階ではくいの長さが予定より長くなったり短くなったり、長さに変化がありまして、また、地質のほうですが、目標の強度を出すために、添加剤のセメント量をふやした

り減らしたりということで調整をしながら施工をしてまいりました。しかし、8月になりまして、添加剤のセメント量につきまして最終的なおおむねの量が見えてきたこと、また、現場の奥に向かって右側の三谷地区側ですけれども、山の掘削をしております、進入路、道路がありますけれども、そこを施工しましたが、施工の法面について岩盤が出てくることは予想していましたが、その量が予定より多くなり、また、かたい岩が出てきたということで、施工方法も変更しなければならないということになりました。

工事概要の変更箇所を説明させていただきます。下線部分に変更になるところでございます。上から2つ目の白丸の地盤改良工ですけれども、くい工の3,980本は変わりませんけれども、改良材の添加量が増加するというものでございます。上から3つ目の白丸でございますが、場内道路工です。道路幅員7メートル、延長284.95メートル、土工の掘削は9万860立米ということでありまして。この中には、当初やわらかい軟岩、岩を想定したというところでしたけれども、かたい岩が出現してきたため掘削方法の一部が変更となりまして、土工、掘削の土砂部分であった箇所が岩になるなど、内容が変更することになりまして、内訳が変わるものでございます。また、岩盤が出てきたため、法面の仕上げで岩盤整形工8,280平米が追加となりまして、法面の植生工は逆に岩盤が出てきたため必要ない箇所がありまして、当初の9,650平米を見込んでおりましたが、4,900平米に減となったものでございます。

次に、地盤改良の変更内容につきまして説明させていただきます。112ページをお願いいたします。112ページに地盤改良工の平面図として施工範囲の図面をつけさせていただいております。左側が調整池の堤体となります。図面左側の太枠、A、B、Cが調整池の堤体基面でございます。1,162本の地盤改良が既に完了しております。図面右側でございます。右側のほうが残土を盛ります盛り土基面ということになります。DからSの工区で16区分となりまして、2,818本のくい基礎を現在施工中でございます。工区を分けている理由といたしましては、深さによって歩掛かりが若干変わるため、AからSの区分ごとに積算をしているものでございます。

この図面の丸Aから丸Aの断面ということで、次の113ページにその断面をつけさせていただいております。この断面図で地盤改良工の添加剤のセメントの増加した要因を図に示したものとなります。上の図の左側が調整池の断面図で、右が残土を持っていく箇所の断面図となります。地盤改良の目標値としましては、左側の調整池では、改良強度1平米当たり202キロニュートン、また右の残り土盛り土工の箇所では、同じく1平米当たり500キロニュートン、後ろ側が550キロニュートンということで、地耐力を確保するための改良工事でございます。

下側の四角で囲った絵がでございます。地盤の断面図で、地層種別によりましてセメントの添加量を示す図面となっております。左の四角がAからCの工区で、調整池の堤体基面の変更前と変更後を示しております。右の四角がDからSの残り土盛り土基面の地層の変更前と変更後を示しております。

変更内容といたしましては、どちらも変更前の図は、設計時の土質調査及びセメント配合試験の結果によりまして地層を2分割して添加量を決めております。上半分が腐植土、植物が腐って堆積した土となりますけども、その地層でございますが、下の半分が粘性土を示しております。例えば、一番左側の四角の中の図、AからCの調整池の堤体基面の当初設計分でございます、変更前ということになりますけども、深さが22メートルで、そのうち上の10メートルが第1層で腐植土地層でございます、1立米当たり140キログラムのセメントを添加するということになってまして、また、下の第2層の粘性土につきましては、1立米当たり110キロを添加するという設計でございました。右のDからSの残土盛り土基面、変更前ですけども、同じく第1層が10メートルということで、1立米当たり180から190グラムの添加量、下の第2層は1立米当たり140キログラムを添加するという設計としておりました。

しかしながら、施工時も配合試験をいたしておまして、その結果では、第1層の腐植土ですけども、もともと植物系の有機物が多い土ということであります。一番上の層が設計時より腐植が進んでおり、また、土の含水比、水を含んでいる量が当時よりは多くなっているということがございました。そのため、目標の強度を出すためセメントの添加量をふやす必要を生じまして、変更後の図面にありますように、それぞれ第1層をさらに2分割いたしまして、設計時の添加量、そのままよい下側の層と、さらに添加量を増加する必要がある上側の層に分けまして、左の調整池堤体基面では、上の4メートルを1立米当たり、190グラム、左の残土盛り土基面では、15メートルを1立米当たり370から400キログラムにセメント配合量を増加、調整する必要が生じたものでございます。

この断面図の上の白い部分がございます。その部分1.5メートルでございますが、地盤改良の機械を据えるため、三谷側の山から掘削した真砂土で1.5メートルの盛り土を施工いたしました。その部分に機械を乗せていくということで、そういうことをしているものでございます。

次に、かたい岩盤出現によりまして変更内容を説明させていただきます。114ページに場内の道路工の断面図をつけております。この図では、場内道路工の岩盤掘削、岩盤整形の変更内容を示したものでございますけども、まず変更前の断面図を見ていただきますと、当初になります変更前ですけども、中層部の軟岩Ⅰまたは斜線の部分の軟岩Ⅱの表示箇所の岩のかたさというのは、当初調査いたしました結果から比較的やわらかいものと判断しておりました。しかし、施工していたところ、深い箇所をかたい岩が出てきたため、かたさを確認しましたところ、下の図の変更後の図面の結果となりまして、変更前の上の図面と比べていただきますと、変更後では土砂とその下の軟岩Ⅰの面積が減って、軟岩Ⅱとかたい岩である中硬岩を合わせた面積がふえております。

地層の区分の中で軟岩Ⅱのかたさにつきましては、かなりの幅を持っているようでございます。この変更後の軟岩Ⅱというのは、かたいほうの側の岩になります。その掘削

方法につきましては、中硬岩部分を含めまして、大型ブレーカーによる掘削が必要となったというものでございます。このことによりまして岩盤整形工も追加となって、工事費が増加するものでございます。

次に、消費税の改正による変更につきまして説明させていただきます。資料の115ページをごらんいただきたいと思っております。先ほどの議案で消費税の引き上げの説明がありましたので、一部省略させていただきます。同じ内容の資料になりますけれども、このたび、新残土建設工事の当初契約の変更につきましては、ケース3に当たります。右下の図でございます。ケース3といいますのは、当初契約の契約日が指定日の4月1日以前で、引き渡し日が施工日の10月1日以降になるというものでございます。下のほうで、このまま変更しなければ旧税率の8%となるところでございますが、資料の点線の枠の中になります、指定日の4月1日以降に増額変更するということになりますので、その増額変更分に対しましては、新税率の10%が適用されるというものでございます。工事の変更増額分のみ10%で、もともとの契約額は旧税率の8%のままということになります。この契約でございますけれども、当初契約日が平成30年9月18日、工期が令和2年3月25日ということになりますので、そして増額変更日が9月末という予定です。このたび増額変更に当たりましては、増額分のみ新税率の10%を適用して契約変更をお願いするものでございます。

変更内容を整理したものが審議資料の110ページとなります。110ページをお願いいたします。1の変更理由につきましては、地盤改良材の添加量の増加及び岩質の変化に伴う掘削工法等の変更並びに消費税率の引き上げにより契約内容を変更（増）するものでございます。

2の変更内容でございますが、まず(1)でございます。工事内容でございますが、地盤改良は、くいの本数は変更後も3,980本と変わりませんが、改良材の添加量の増加による変更増ということでありまして。場内道路工の土工の中硬岩掘削と、岩盤整形8,280平米を追加と、岩盤が多くなかったことで植生工の面積が4,900平米に変更減となるものでございます。(2)でございますが、消費税は増額分のみ10%が適用されるというものでございます。

3の契約変更金額につきましては、当初請負額は13億2,840万円で、今回の変更金額2億9,677万4,500円。内訳といたしまして、工事の変更によるものが2億6,979万5,000円、消費税率アップ分を含めました消費税10%で、額が2,697万9,500円となります。変更後の請負額は16億2,517万4,500円でございます。相当に大きな増額となっておりますが、当初契約金額の20%増となります。もともと平地では3ヘクタールの中の地盤改良でありますし、また、かたい岩が出てきております右側の山の高さは30メートルぐらいあります。大規模な工事の変更であるため数量も大きいということで、金額も大きくなっております。何とぞ御理解をいただくように、よろしく願いいたします。

なお、この増額につきましては、残土処分場の使用料に反映するように見直しを考えているところでございます。

それでは、議案に戻っていただきたいと思います。1の契約の目的、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事。2契約の方法、随意契約。3契約の金額、2億9,677万4,500円増、全体金額16億2,517万4,500円。契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番の1、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事、株本・山陰特別共同企業体代表、株本建設工業株式会社代表取締役社長、株本寛氏。なお、仮契約につきましては、9月27日に締結をしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 聞き取りにくかったけど、わかりましたね。

説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） かなり専門的なことは、ちょっと私もわからないんですけども、何点かちょっとお聞きします。初めに、増量するセメントなんですけど、このセメント1袋のキロ数、何キロのセメントを使われるのか、それと、そのセメントの種類は普通セメントなのかどうかということと、実際この残土を受け入れするようになった場合に、この場内道路工、入って行って多分残土の搬入すると思うんですが、この場内道路工、284.95メートルですか、この奥まで入ってここから残土を移すと、そういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

それと、この追加金額に伴って、前回でもちょっと少し質問しましたけれども、当然人件費、材料費、機械費が増加するわけです。それで、私のちょっと今の認識からいえば、何か納期は最初のまま間に合うというふうな、聞いてたんですけども、行政としてこの追加の金額を承認するに当たって、例えば施工日数、作業人員、これ当然増加するわけなんですけれども、一般的に考えれば、施工日数、人員が増加すれば施工の工程も延びるような印象を受けるんですけども、それでなおかつ工程は大丈夫となると、施工の工程表っていうのは、業者と行政の間で工程表の確認っていうのは、きちりできてるんですか。その辺ちょっと確認させてください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） セメントでございます。セメントにつきましては、ばらの1トンということでありまして、ばらでございます。高有機質の特別のセメントでございます。

それから、残土の受け入れの仕方でございます。今、場内道路を図面で上げさせていただいてます。284.95メートル入っていただきまして、その後はその都度、場内に道路をつくりまして、おろしてくヤードまで延ばして入ってもらうということでございます。

それから工程の関係でございます。工程の関係につきましても、この変更契約のときに業者と協議をして、何とか工期でおさまるようなことで調整をして、工程もつくっていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 工程は納期に間に合うようにつくっていただいているということなんですけれども、その中身です、私言ってるのは。追加の予算に対して、どれぐらいの作業日数が延びて何人役ふえてるかという、そういうことも把握してるのかどうかということです、聞いているのは。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 申しわけありませんけど、今手元にありませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時35分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） お待たせしました、済みません。工期の関係でございますけども、何人役ということではなくて、大型機械を使うということでございますので、作業日数につきましては、岩が出たことによって延びますけども、機械の台数をふやして対応するというので、予定どおりの工期で行えるようにということで調整したというものでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 機械の台数をふやすということは、当然、オペレーターがふえるわけですよね。だから、その辺の、私が言いたいのは、どの機械を使って、この増加分の機械代が幾ら、そういう内訳がわかればいいんです、要は。そのセメントの実際かかる材料が幾らとか、機械代が幾らとか。その小分けがわかっているかどうか、認識されてるかどうかということを確認したいわけです。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 工程につきましては、業者と調整しておりますので、あるんですけど、できとるんですけども、この設計につきましては、この台数をふやして対応ということで、設計書はなっているということでございます。（「何台ふやした」と呼ぶ者あり）ちょっと今……。

○議長（中井 勝君） 課長、内訳がわかっていますかという問いですね。内容がわかっていますか。

○建設課長（山本 輝之君） はい。ちょっと、じゃあ、もう一回時間をいただきたいと

思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後 2 時 3 6 分休憩

午後 2 時 4 9 分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

では、答弁、山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 大変失礼いたしました。設計につきましては、設計基準に基づきまして、しっかりさせていただいております。

先ほどの工期の件がございまして、説明の仕方が大変まずいところがあって申しわけございませんでした。設計上は、設計につきましては掘削土量でいっておりますので、土量自体は説明しましたとおり変わっておりません。変わりませんけども、種別が変わりましたので、中硬岩等の分につきましては大型ブレーカーに変更を設計させてもらって積算しとるということございまして、先ほど台数をふやさせてもらいましたっていうのは、それは企業努力でやるということで、設計上は土量ですので、土量で設計しますので、その歩掛かりでしておりますので、そういうことで調整して今の設計ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

そのほか、ないですね。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 僕も工事は専門じゃありませんので、出た資料の中から質問させていただきますが、この残土処分場ですけど、目標としては130万トンを入れてくると、そういう予定です。今回の変更、計算すれば2割のアップなんですよね、2割。すごい金額という気がしますよ、割合もだけど、金額も。だから、より慎重になるべきやと思うんだけど、この方法しかなかったのかなということ。

それは、大もとの130万トンに戻るんだけど、このことをしなかったら、例えば入れられる量が100万トンなっちゃうと。全体的に100万トンで済むっていうようなことはないのかなと。だから、あくまでも130万トンで走らんといけなんだということなのかなと。その辺のちょっと答弁が欲しいなという気がします。

僕が見てる部分と、実際のこの部分が違うかわからんですけど、ずっと浜坂に出るときに、あそこは目に入りますからね、いつも見るんだけど、すごい岩盤が出て、こりゃいいなというの僕は思ったんです。要は、かたい岩盤だから、ありがたい違うかなと思ったんだけど。今のこの部分において、軟岩が、かたい、かたい中硬岩って言いましたかいな、これはいいほうじゃなくて、悪いほうなんじゃないかな。だから、さっき言った全体量のことと、中硬岩を、さわらんでもええというか、生かすようなことっていうのはできなんだのかなという気がします。素人判断ですので、答弁ください。

それと、以前、いつですかね、残土処分場の経営計画、令和20年度までというやつを見させていただきました。歳入が54億3,720万円、歳出が47億4,020万円か、差し引き、要は6億9,700万円が20年後、これ、令和20年には概算だけど、そういう収益になるという、この表があります。この中で、町の一般会計からの繰り出しというか、それはなかったのかなと。これを見れば、使用料と借入れ、借入れは一般単独債ということの内容です。町の持ち出しなり、基金、今まで残土でためた基金の投入とか、そんなことはなかったのかなということをちょっと改めて聞きたいと思いますし、この起債の一般単独債で13億4,220万円が上がってるんですけど、この部分の起債、歳出の起債償還では75%で計算されております。これ、一般単独債の、要は起債充当の部分だと思うんだけど、ちょっと頭が、変わらなれど、100%で物事が、いやいや100%の必要性があって、75%しか起債認めてくれんど、25%ってというのはどっからどうして捻出すんのかなと。捻出されたもんっていうのは、当然、そこに対して返済というか、償還していかんといけんと違うかなと。だから、その辺のちょっと、頭の中で処理できにくい部分あって、その辺の説明もしてほしいなという。以上です。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） まず、130万立米を入れる残土処分場ということで計画しておりまして、100万を超える、どこまで超えるかまだわかりませんが、100万立米につきましては、浜坂道路Ⅱ期の工事の受け入れをするためのものと。それから30万立米につきましては、一般の公共事業、それが砂防とか急傾斜とか、県の事業が多いわけですが、それを引き続き受け入れていくというために、130万立米ということでございます。

今の、道路の右側から入らせていただいております。左側にも小さい山がございますけども、どちらがいいかということで、当初、設計のときに検討いたしました。まず、右側が、初めに町道に近い部分を掘削しておりますけども、その土につきましては、既に残土処分場の平面のところ、先ほどもちょっと言いましたけども真砂土をひかせてもらって、1.5メートル厚ですけども、それをひかせてもらって、地盤改良の機械が乗るところをまず確保したということでございます。それから、山を削っていくと出てきたものを、さらに堤体ですね、堤防として、調整池をつくる堤防のための残土ということで、購入土より費用が少なく済むということで、山を切り落としていただくというものでございます。それで、今、道路をつくるために上の山から切り落としとるんですけども、調査したところが当初は道路設計もございましたので、道路部分をボーリングして調査したというものでございます。上のほうにつきましては、埋蔵文化財調査もありましたことで、まず、道路のところを掘ったら道路の設計構造が出てくるということで、そこを掘削させていただきまして、岩の状況を見た。それで、設計はさせてもらいましたけども、山からおろしていく段階で、深いところで、かたい岩が出てきたとい

うものでございます。その残土利用も含めて、右の山を削っていくということでもらったところでございます。

金額的には大きいものが出ておりますけども、工期も浜坂Ⅱ期の工事のこともありまして、できるだけ早くしたいというところもございまして、今の道路をつけておるところを途中からやめてということになりますと工期も延びますし、堤体のほうに出しますと、今、洪水吐けの水路をつくっております。その水路をまたいったり埋めたりしないといけないので、そちら側にすると、さらにまた擁壁を積んでいくというような工事が出てきますし、今の山のとめの工事が出てきますので、結局、費用は大きくなるということでございますので、今の工事のまま進めていくというものでございます。

それから、経営計画の関係でございます。経営計画では、今1トン当たり1,750円ということで仮の積算をしております。今の工事内容ですと、1,750円でしたら6億9,700万円。ここでは利益というような形で出しておりますけども、まだ詳細が出ていませんので、まだ動いてるところでございますけども、この表の中に一般会計の、先ほどちょっとありましたけど、起債、一般単独事業債を事業費の工事費の75%借り入れをしまして、それを返していくということでもございまして、あとの25%につきましては、一般会計から出していただいておりますので、この表に一般会計がないと、一般会計の繰り入れ、繰り出しがないということでもございますけども、普通会計ということで一般会計と同じものでございますので、ここではやりとりをすると事業費が大きくなってきますので、そのやりとりはせずに、実際に借り入れをした部分だけの利子を上げるために、借り入れの分も上げていったということでもございまして、一般会計を入れるとまた事業費が大きくなるので、どっちみち歳入に入れて返していくということになりますので、それは省かせてもらったというものでございます。

基金取り崩しにつきましては、今の既存の基金がございまして、どちらのほうも今、基金につきましては、浜坂残土のほうで6,600万円ありますし、温泉残土で8,400万円程度でございます。これにつきましては、まず、今の既存の残土処分場を閉めていくための工事が残っていますので、それに使うわけですけども、この新残土処分場の関係で既に投資をしている部分がございます。その部分につきましては、この経営計画には上げずに、今の使用料のみでこれがペイができるかっていうことを出したいがために、その基金から今借りてる分っていうのはここに上げておりません。ということになりますので、今のこの収入が入りましたら、今、基金から投資している分は戻るといことになりますので、実質の利益がもとに戻ってくるということで考えていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） あと、中硬岩を軟弱地に生かせなんだかっていう。中硬岩を生かせなんだか。

○建設課長（山本 輝之君） 失礼しました。もう1点、中硬岩を生かすっていうことでございます。さっきの真砂土の件につきましては、今、地盤改良するところの部分に機

械を据えるためにひいたということがありますし、堤体に使うことがございます。岩につきましては、粉碎しますので、その岩を使って、今度は場内の小さい谷がございます。その谷の堰堤をつくりますので、それに利用するということですので、この量の中の大体1割ぐらいは利用できない部分が出てきますけども、ほかのものにつきましては利用していくということで設計をしております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 何だか、ようわからんな。都合上、この収支計画は、土量の使用料を主として計算したと、表をつくったと。だから、実際とは違いますよと、いわば。実際、今、基金だとか繰り入れとか、そんなことをして事業を進めておるんだけど、最終点から見て、要は使用料を主として、精算するっていうかね、精算結果がこうですよと、精算見込みというかね、そういう説明なんだろうか。いや、まあそれはそれで、表に出す部分では、収支の分ではそういう方法もあるかもわからんけど、僕らが見るというか、最終はこういうふうにして使用料で賄うんだよっていうことはわかるんだけど、今、実際動いてる中で、お金のやりとりがあって、それで、この事業量が膨れるけえ、その一般会計はどうかのっていうようなことを書かない。それはもう使用料の中に含んで、数字的には、というふうに聞いたらええのかな。何だ、事業費がふえるから計上しないとか、何だ今そんな説明あったから、じゃあ、一体全体、現時点におけるこの経営計画は何だいやという気になるんだけどな。特に、今の時期においては、大きな補正が発生してる、2割の。こんな中で、こういう説明に伴う資料っていいのかなという気がするし、あわせて、下夕山なり、温泉の十字谷の基金についても、今言った金額よりは全然違うんだけど。一番新しい資料で、温泉地域のやつは1億1,400万円で、それから下夕山が1億8,100万円か、小さい字だけけど。今説明してくれた話の中でも、もらってる資料からは見えない部分があるんだけど、それはどういうことなんだろうか。

工事のこの部分で言ったのは、130万トンをするために2億円からの補正をせんなんのかどうか。例えば、それが100万トンだったら、2億円のこれはせんでも、当初の工事の内容でいけるよって言えるのか。その辺の検討っていうのは、もうあくまでも130万トンは動かしようがないということで考えんといけんということなんですか。令和20年っていうと、もう浜坂第Ⅱ期は終わるとる違うんかなという気はする、予定だけ。それからいったら、もう少し残土の量を狭めても、低うしても、いけんのかな。そっちからの見方で工事を考えたことはなかったのかなということも聞きたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 経営計画につきましては、既に支払いした部分も含めて年次的に計画はつくってございまして、それを集計した、合計したということで簡易的なものを出させていただいておりますので、こういうことにいたします。

この特別会計については、普通会計ベースでございますので、一般会計とのやりとりは入れなかったということ、それから、歳入に上げて、同じ額を歳出に上げますので、結局、事業費ばかり大きくなるという意味で言わせてもらっております。

それから、130万立米でございますが、今、残土の130万立米のうちの100万立米を浜坂道路Ⅱ期ということで計画しておりますが、今、浜坂Ⅱ期は詳細設計を行っております。その中で、さらに量が決まってくる。どちらかという、多いほうで出るんだろうという見込みはしとります。基本計画はもともとできるところまで同じ切って、切った分を盛るとというのが基本になります。トンネルがありますので今回は全部がそうとはなりませんけども、基本的にはそういうことで、少ないほうで基本計画出てきますので、実際、詳細設計に当たりますと、橋梁部分の下の残土とかそういうところが出てきますので、多分ふえていくだろうとは思っておりますので、この130万立米は減らせないということでございますし、今の山の掘削をやめると、今の敷地内の道路、場内道路がつくれなくなるということで、池に近づけると擁壁とかをしていかないといけんようになるということで、また、ボーリング調査からしてかからんといけんということがありますし、今の山どめをしていかないといけんということがありますので、事業費的にまたふえていくということがございます。ですので、今のこの道路をつけていくということで設計を進めてるところでございます。以上でございます。

○議員（15番 中村 茂君） 3回目。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 結果的には、だから、130万立米はこれは死守せんとかかんということ。はい。そういうことだったらそう言ってもらってよかったけど、何だ、ようわからん。

それで、起債の25%については、どこにどうぶら下がってんだろう。25%の分の、要は、何ていうんだ、その事業費というか、それはこの経営計画なり、全く、何ていうんだろう、償還するものではないということではないですか。

それと、最終、これが、残土ができて、これだけの強度なり安全を求めてできた、仕上げされるやつというのは、まあどんな形でも利用はできるということでおったらええんでしょうかね。要は、跡地の利用ですわ。そんなことはちょっと想定外かもわからんけど、これだけ投資して、いやいや何もできませんでっていうのはちょっと。だから、そんな見込みで言える部分があれば言ってください。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 起債の充当をする75%以外の25%については、一般会計から繰り入れをさせていただいて、起債を起こして事業費に充てると。結果として事業が終われば、残った財源の25%部分については、事業が引き続き何かするのであれば、その財源をまた充当残のところに充てられますし、そうでなければ一般会計のほうに繰り入れをするという形になろうかと思えます。

また、その跡地利用については、その状態になってみないとわからないんですが、まず、今回の事業の目的っていうのは、浜坂道路Ⅱ期をしっかりとするための残土を受け入れるということの目的でやっておりますので、その事業が終わった後に、その実際状況を見て、使えるものがあれば使う。事業目的は浜坂Ⅱ期道路の円滑な実施のための事業でございますし、その財源については使用料で賄われるという形になりますので、今の投資については使用料で回収されると考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 1つだけ、ちょっと気になることを確認したいんですが、県単の街路事業もそうなんですが、県事業との関連で、連携してやると。これは県と町とが対等な関係だと思えますよ。ところが、全て、何か県に従属して、聞くべきこともしっかり聞き取れていないと、あるいは明確にすべき内容が明確になっていないと。何か、常に一步下において従属している関係というふうに、断片的にしか聞こえないので、その説明の内容がよく把握できていないんですが、その県と町との関係が余りにも従属的で、県の指示を待っていると。県の指示を待っていないとわからないというような、何かそういう事業の推進になっているのではないかと。だから、街路についても、全容がよくわからない。そして、この残土処分場もよくわからないと。下夕山の時にもそうであったんですが、もう少し明確に県と交渉して、現時点で明らかにすべき内容は全て明らかにするという努力をしてもらいたいなど。従属していなければならない関係なのかということさえも言わなければならないほど、何か不安な要素が含まれているような気がするんですが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 確かに、対等な関係でないといけないということは思っております。私の説明の仕方も、確かに悪いところがあると思えますけども、ここで報告させていただくまでに、県と町と交渉内容があるわけですけども、確かにそこが抜けているかもわかりません。一応、こちらの意見というものも出していただいて、協力してもらうのは協力していただくという中での事業の推進ということでございます。

この新残土処分場につきましても、130万立米のうち100万立米を超える部分になると思いますが、県の工事で入れていただくということもございますけども、20年間の経営計画になってますけども、当初の、初めのうちの7年間でその分を、要は利用料と使用料として返していただくという中で、事業費については返していただく。そして、町も協力して事業の推進を行うということで、また協力体制を組んでるというものでございます。

街路につきましても、ここで、最終的にはどうしても県の判断になりますので、町としての意見は言わせていただいておりますけども、最終的には、確かに県の事業ということになりますので県が最終決める部分もございまして、街路事業につきましても、

皆よく御存じのとおりで、都市計画によります街路でございますので、町の計画も入っているというところで町の負担金もあるということでございますので、引き続き協議しながら、鋭意進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 一応概要については、先日、井上副課長からも説明を受けましたのでわかるんですけども、大きな金額でもあることで、この資料の18ページ、これは、今の資料でも同じものがあるのかな。ありますね、114ページですね。114ページにこの変更前と変更後の断面があるんですけども、これは設計当初のものと今回のものなんですけれども、これはどのようにつくられたかということをお聞きしたいのと、それと、これ、土量の積算についてはいろんな方法があると思うんですけども、これを詳細なピッチで断面を描いていくのと、ざくっと描いていくのと、随分差があるんですね。その中で、大きな金額に影響するとすれば、ある意味で細かな、実際にできたもの、掘削したものについては結果がわかっていると思うので、それについては数量は出せると思うんですけども、その結果、変更になる根拠となった断面がどの程度のピッチで算定されたのかなというのをちょっとお聞きしたいと思えますし、今回は大きく2項目についてあると思うんですね。要は、地盤改良の部分での土質の改良剤、セメント系の材料というものの増加、ここの部分と、掘削の土質の違いによる差というのがあると思うんですけども、この大きく内訳としてどれぐらいあるのかということについて、一応お尋ねしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この114ページの資料につきましては、A3の111ページの堤体の横になります、ナンバー7プラス17.786のところの断面ということで入れさせてもらっています。ちょっとピッチの数については今手元にはございませんので、調べさせていただきます。

それから、固化剤の数量につきましては、当初1万9,700トンが、約5,800トンふえまして2万5,500トンと、内訳でございます。

ちょっとピッチの数につきましては、お待ちいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時26分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。

山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 何回も時間をいただきまして、申しわけございません。

法面のかたさの調査ということでございますけれども、シュミットロックハンマーでか

たさを確認して、20メートルピッチと変化点を出して設計をしてるということでございます。

それから、金額でございます。地盤改良工につきましては、税抜きでございますが1億7,536万7,000円と、場内道路工が9,442万8,000円ということで、委員会の追加資料で出させていただいたと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今回の地形はかなり短い間隔で、山の状態の、切り土もあったと思うんですけども、その中で、設計の段階でのこの断面については、先ほど、ボーリングは道路のところでっていうことをおっしゃったと思うんですけども、この想定絵はどうして描かれたのかなということが非常に、一つは疑問なんですね。

それと、実際に次の実施、変更後について、これについても、20メートルという形で断面、相当変化してるんじゃないかなと思うんですけども、その平均の断面の中で、その20メートル掛けて、次の断面と次の断面の平均のまた面積に対する20メートル掛けて土量を出してということでは、かなりざっくりしているように私は感じるんですけども、常日ごろ、土木の設計の中でのこの程度の山であれば、これが適当だろうということであればですけども、そのあたりについての検討っていうのは、ここでいいんじゃないかっていうことについては、どのように判断されたのかお聞きできますでしょうか。

もう一つ、地盤改良について、土質が悪かったから入れるということではあるんですけども、今お聞きしたところでは、もう1億7,000万円ほどですから、それでいくと3分の2ちょっと近いぐらいの割合を占めてるというとこの中で、4メートルとか5メートルぐらいのレベルで、1.6メートルの直径のものを置きかえるということになったときに、セメントの量、セメントっていうか、要は混入材の搬入の中で、これ、土自体を先ほどお聞きしてた中で、要は良質な土と置きかえることもできるんじゃないかなと。そうすると、混入量っていうのは、随分、もとのままだもいいような土に置きかえることも可能ではないかなと思われるんですね。というのは、実際にはそこから改良していくので、上の部分っていうのは全部一度に混入できないですね。だから、底の部分から、多分ケーソンを入れて中の上部を取って、底の部分、一定のメートル数部分について混入しながら、上の、少しずつ積み上げていって、くいを形成するっていう形をとられるんじゃないかなと思うんですけども、その工法が違えば別ですけども、上の部分だけ、悪ければ違った土を置きかえて混入して、220キロニュートン/平米なり、550キロニュートン/平米なりの強度をつくるっていうことは、単純に固化剤だけの判断ではなくって、可能ではないかなと思うんですけども、そういったことについては検討されなかったんでしょうか。お聞きします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） まず、114ページの場内道路の横断面図ですけども、ボ

ーリングは先ほど言いましたけども、道路のところで行っております。上の部分につきましては、掘削はしてませんけども、埋蔵文化財の関係で掘削した箇所判断をしたということもございます。この想定線は、全体の中での想定してつくったということもございます。ボーリング結果と、それから埋蔵文化財のときの掘削の結果を見て想定したということもございます。

それから、地盤改良の関係でございますけども、土の置きかえについては、私も検討したどうか、ちょっと今覚えておりませんが、設計時の調査したときに、固化剤の添加量で、今回は泥状にしてセメントを流し込んで、攪拌して行うということで、強度を出すための数量を検証して、それでやったということございまして、置きかえにつきましては、今の段階ではちょっとはっきり申せませんが、工期の関係やそういう中でどうなったかということもちょっと検証はしてませんが、今は添加剤、強度を、先ほどの、確保していくということで、設計はいたしとるところでございます。

○議長（中井 勝君） 最後、11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） まずは、私が想定した工程、要はその部分を少しずつ上に、要は底を固めながら上に上がっていくという考え方であれば、上の部分だけ置きかえるというのは可能だというふうにお話ししたんですけども、それが可能かどうかであれば、今回も、工期のこともありますので、ストップということではないとは思いますが、ただ、もしもこれが、土の入れかえであれば、例えば先ほどの岩が出た云々ということから考えていけば、それを転用することさえあり得ると考えられるわけですね。そうすると、混入量というのはもとのままよりもっと減らせるかもしれないということさえあり得る。そうすると、ここの1億7,000万円という金額っていうのは、ものすごく大きく変わってくる可能性があると思うんですね。そういったことであれば、これについてはもともと設計されたコンサルタントがいらっしゃると思いますし、そこら辺あたりについては工法について幾らか検討されて、これが最もベストだと。我々、設計、私も技術者ですので、土木の関係をやると、工法について幾つか工法選定していく。それは費用対効果の面の中での検討であったり、工期を重視する検討であったり、いろいろあるわけですが、今回については何か余り工法検討されてなくて、要は土質が悪かったから、それに対する結果の中で置きかえるということだけを、要は混入量をふやすということだけを提案されたような感じが見受けられるので、これについては契約後であっても、さらなる減額の検討ということは本町にとってもとてもプラスだと思いますので、十分必要ではないかなと考えますので、これについては熟考をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） コンサルとはしっかり検討して今の工法になってると思っておりますし、既に堤体についてはもう工事が終わっております。残りの部分があります。その中では、また再度、検討してみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） 課長、ちょっと確認だけをしておきます。当初計画で、浜坂Ⅱ期工事が100万立米程度は入るということで、そのプラスアルファで130万立米の設定をされたということ。それと、114ページの新残土処分場の向かって右から進入路をなぜつくったかということは、左から進入路をつくろうと思うと、トンネルの明かり部との関係上、高低差との関係上、どうしても右に、軟岩、硬岩が出ても、右の搬入、進入路でないとだめだということの想定の上で右側に進入路を持っていった結果、こういうふうになって追加も発生をしたというふうに、私は現地視察のときに聞いたように覚えています。私は土木の専門家ではございませんので、強くはよう申しませんけれども、下がかたくなれば、間違いなく上にかかってくる土圧は少のうございます。それだけは大体の方はわかっていると思いますので、下を固めて、上の分は町の公共残土でも入れるなり、多少の追加が出ても、そういうことはいたし方ないという想定でこれを組まれたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 受け入れ土量につきましても、そのとおりでございますし、左側は確かにトンネルが出てくる山ですので、掘削はできなかったという部分もございます。その言われるとおりでございますので、以上でございます。

○議長（中井 勝君） 1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） 今度、113ページの下段の括弧書きの中のAからCの工区、DからSの工区の数量を大体計算すると、28%、左は、AからCは。DからSは大体40%強のセメント量、固化剤が要ると思います。これは六価クロム対応の分で、一般売りよりは倍ぐらいする想定金額であろうと私が想定すると、約6,000から7,000トンぐらい、1億強から1億四、五千万円ぐらいは固化剤だけで要ると。それに伴って、くい打ち機も増量したり、例えば土量で計算しとるのであれば、0.4の重機が3台ということであれば、大体1.3立米ぐらいになるかと思いますが、1回の掘削で。それを、0.9なりを入れていくと、1回掘削、2台入れていくと、0.9と0.9で1.8になると。3の人間が逆に2になって、人工数は減ってくるという想定で現場のほうは動かれているのじゃないかなと私は思いますけれども、それも確認のため、確認をしておきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 添加量につきましては、約5,800トンということでございますので言われるとおりでございますし、機械につきましても、大型機械にかえたということで、はい、今のこの変更の額となっております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 80 号

○議長（中井 勝君） 日程第 15、議案第 80 号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、田中幸吉氏は、令和元年 11 月 28 日をもって任期満了となるため、後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものがあります。

教育委員会委員として、新たに、山本真氏をお願いいたしたく、御提案申し上げます。

山本真氏は、昭和 31 年 1 月 6 日生まれで、現在 63 歳でございます。昭和 54 年 4 月、宝塚市立仁川小学校を皮切りに教鞭をとられ、平成 24 年 4 月からは香美町立香住小学校の校長として 4 年間指導力を発揮され、平成 28 年 3 月、退職されました。退職後は、平成 28 年度に 1 年間、香美町で指導主事として従事されております。36 年間にわたる豊富な教員経験をお持ちであり、教育に対する造詣や熱意は非常に深く、教育委員会として適任と考え、御提案申し上げるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） 改めて確認をしておきたいのですが、教育長も教育委員の 1 人という認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 教育長も教育委員の 1 人です。

○議長（中井 勝君） 1 番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 前任者というか、今まだ現職の方ですけど、田中幸吉委員、湯村の方ですよ。今、宮口氏、大林氏、この山本氏になったとしましたら、浜坂というウエートが強過ぎてこないのかなと。今までの傾向というか、傾向というのはあっていいのかわからないですけども、田中幸吉氏の後任なら温泉地域ですべきじゃないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 私も一時そういう考え方を持っておりました。町は1つになっているという経緯も踏まえた上で、人口バランス、旧浜坂、旧温泉、人口的にも浜坂が多いのは事実であります。何ら問題はないと思って、今回、選ばせていただきました。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

教育長は教育委員ですか。

○教育長（西村 松代君） いいえ、違います。

○議長（中井 勝君） 違ったら、違うって言ってもらわんと困りますよ。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 発言を訂正させていただきます。教育長は、教育委員ではないということであります。申しわけありません。

○議長（中井 勝君） 改めて、1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 先ほど、バランスということを申されました。今、この方が任命されますと、この方がどうこうというわけではございません。やっぱり温泉地域に1名、浜坂地域がもう3名というバランスというのが、果たして25%対75%という数字でいきますとなるのではないかなと。さきに私が確認したのは、教育長が教育委員であれば、温泉地域の方だからいいかなというふうに私は思って、再度、認識が甘かったら悪いので確認をさせていただいたまでなので、バランスという言葉が出た以上、ある一定のバランスを全てに対してされるべきではないかなと私は思います。あくまでも、この山本氏がどうこうというわけではございませんので、どうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 教育委員ではないわけですけど、実質、教育委員会の会議には5名で構成されております。そう考えると、妥当ではないかなと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいまの質問された中での、ちょっと確認なんですけども、私の認識では4名の教育委員さんがいらっしゃって、教育長を含めた5名で教育委員会というものが構成されてると認識してるんですけども、それについて正しいかどうか、御確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 先ほど答弁しましたけど。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） そのとおりであります。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） バランスの問題でありますけども、合併した以上は、もう何年もたって、バランスをという話が出ること自体が、私は問題があると。全体のことを考えてもらう教育委員であればええわけで、今さらそういうことを言われることについては、今後はもうなしにさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 合併して、10月1日から15年目に入ります。今の御意見を踏まえた上で、適切な運営をやっていっていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 中井次郎議員、前を向ってください。

そのほか、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。（「選挙」と呼ぶ者あり）投票ということですか。（「投票」と呼ぶ者あり）1人。（発言する者あり）

それでは、これから採決を行います。ただいま2人の議員から投票表決の要求がありましたので、会議規則第81条第1項の規定によって、投票により採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。（発言する者あり）

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいまの出席議員数は、議長を除く15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、重本静男君、14番、竹内敬一郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則

第 8 3 条の規定により反対とみなします。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、議席順に読み上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	池田 宜広君	2 番	太田 昭宏君	3 番	岩本 修作君
4 番	阪本 晴良君	5 番	森田 善幸君	6 番	中井 次郎君
7 番	重本 静男君	8 番	小林 俊之君	9 番	谷口 功君
10 番	宮本 泰男君	11 番	河越 忠志君	12 番	浜田 直子君
13 番	平澤 剛太君	14 番	竹内敬一郎君	15 番	中村 茂君

.....

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。重本静男君、竹内敬一郎君の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 1 5 票、賛成 1 5 票です。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

.....

日程第 1 6 請願第 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 6、請願第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

中村総務委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、請願の審査報告を行います。
この件につきましては、委員会報告の中で詳しく申し上げたと思います。改めて報告申し上げます。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

記。1、審査事件、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について。令和元年9月3日、総務教育常任委員会に付託。請願者、兵庫県美方郡新温泉町湯字大城1684-29、美方郡教職員組合執行委員長、朝野暢一（ちょういち）だと思います。

審査結果ですが、令和元年第95回新温泉町議会定例会1日目、9月3日ですが、の本会議において委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件として、令和元年9月9日開催の総務教育常任委員会において審査を行いました。

本請願においては、子供たちの教育環境改善のため、教職員定数の改善、少人数学級の推進及び教育予算の財源保障等を求めるものであり、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択するべきものといいたしました。

以上、報告とします。

○議長（中井 勝君） 委員長、ちょっとお待ちください。（発言する者あり）質疑。
委員長の報告終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 失礼しました。申請者の名前が間違っていたようです。暢一（まさかず）さんだそうであります。

○議長（中井 勝君） ほかありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 委員長の報告終わりました。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後4時00分休憩

午後 4 時 0 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 1 意見書案第 5 号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま意見書案第 5 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第 5 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第 1、意見書案第 5 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2 番、太田昭宏君。

○議員（2 番 太田 昭宏君） 失礼します。先ほど委員長からありましたように、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元に関する意見書が採択されました。

今の国の状況ですが、国の教育への公的支出は、OECD 加盟国 34 カ国中、最下位です。保護者の教育費の負担は大きく、また、よりきめ細かな指導を行うための少人数学級の編制も進んでいません。さらに、県費負担教職員に対する国の負担が 2 分の 1 から 3 分の 1 へ引き下げられ、必要な教職員の定数改善も進んでいません。

詳しくはお手元の意見書のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第 5 号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第 17 意見書案第 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 17、意見書案第 2 号、兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

12 番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 失礼いたします。兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書案。

兵庫県警察組織の再編整備については、平成 29 年 5 月に兵庫県警察本部長の諮問機関として、次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会が設置され、同年 12 月の同懇話会の答申を踏まえて組織の再編整備が進められている。同答申では、小規模警察署は事務処理能力を強化するため隣接署と再編整備し、警部派出所は人員配置の非効率性を解消するため廃止を含めて検討するとの方向が示されている。さらに、着手する際は、県民の警察行政に対する理解が不可欠であり、効率性、合理性のみを追求するのではなく、地域住民との関係にも十分な配慮が必要であり、そのため県民、関係機関等と十分な意見調整を行うことを求めている。

このたび示された警察署再編整備計画骨子案によると、警部派出所の運用廃止が計画されている。美方郡内は面積も広い上に高齢者が多く、警部派出所は重要な役割を果たしており、今回の廃止計画は住民の不安を招いている。犯罪の高度化、複雑化、広域化を初め、時代の変化に的確に対応し得る警察組織の再構築の必要性については理解できるところではあるが、住民生活の安全、安心の確保に重要な役割を果たしている小規模警察署、警部派出所、交番及び駐在所の再編整備の検討に当たり、現状では関係自治体や住民等への十分な説明や意見調整がなされているとは言いがたい状態である。

については、下記の事項の実現を強く求めるものである。

1、兵庫県警察組織の再編整備について、その全容を明らかにすること。2、関係自治体住民や関係機関等との十分な意見調整を行い、再編整備を行うこと。3、美方郡内の警察組織については現状を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

○議長（中井 勝君） ちょっと待ってください。

提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、兵庫県知事及び兵庫県議会議長に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を兵庫県知事及び兵庫県議会議長に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第2号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第18 意見書案第3号

○議長（中井 勝君） 日程第18、意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） それでは、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書案につきまして、朗読をもちまして説明にかえさせていただきたいと思っております。

我が国は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ災害の世紀を迎えている。災害時の救援活動や復興に至る過程で、家屋の清掃や畳、家具の搬出、瓦れき処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズも高まっており、多くの支援者の参画が欠かせない。今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模な被害が予測される災害においては、過去の実績から、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になるという専門家の見解も示されている。それだけのボランティア数を確保するためには、遠隔地を含め、全国かつ長期にわたる支援に頼る必要がある。しかし、各種の調査では、交通費や宿泊費の負担が支障となり、災害ボランティアに参加できない人が多いことが明らかになっている。これらの負担を軽減するため、これまで鉄道会社や航空会社などの独自割引制度や地方自治体によるボランティアバス運行支援などの取り組みが官民において行われた事例がある。

よって、国におかれては、こうした動きをさらに広め、より多くの災害ボランティアの参画に向けて、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

1つ、交通費や宿泊費、ボランティア保険の割引等のボランティア活動に対する支援

制度を実現すること。2つ、全国的な基金の創設など、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築すること。3つ目、大規模災害発生時に、社会福祉協議会の全国ネットワークを生かした支援体制を構築するに当たり、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の職員の派遣費用等の予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和元年9月27日。衆議院議長以下、そのような方々に宛てて送付させていただきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第3号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第19 意見書案第4号

○議長（中井 勝君） 日程第19、意見書案第4号、下水道施設の改築に係る国庫補助金の継続と予算の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 下水道施設の改築に係る国庫補助金の継続と予算の確保を求める意見書案。

新温泉町では、合併前の旧町時代である平成5年度から下水道整備に着手し、その後、兵庫県が提唱した生活排水99%大作戦に基づき、強力に整備を進めてきた。平成26年度に処理場等の設備の長寿命化計画を策定し、平成30年度まで計画的に改築更新を進めているほか、本年度は下水道施設の老朽化状況を考慮し、優先順位をもって施設の

点検、調査、修繕、改善を実施し、施設管理を最適化する目的でストックマネジメント計画策定の取り組みを進めている。

このような状況の中、国の財政制度等審議会において、汚水処理施設に対する国の財政支援は受益者負担の原則と整合的なものに見直していく必要があるとの指摘があり、これを受けた国の平成31年度予算では浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分され、老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助が削減されているところである。今後も老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助が削減されれば、一般会計繰入金が増額や下水道使用料の増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模自然災害発生時等において、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没、土砂災害の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止などの事態が発生し、町民生活に重大な影響が及ぶことが懸念される。さらには、大規模自然災害や日本海沿岸地震等の大規模地震はいつ起きてもおかしくない状況にある。

ついては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、町民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、自然災害へ備えるため、下記の事項に取り組まれるよう強く求める。

1、下水道施設の改築に係る国庫補助制度を堅持すること。2、災害時の機能保全、安全性確保の観点から、下水道施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。3、巨大台風を初めとする自然災害や日本海沿岸地震等の大規模地震に備える事前防災の観点から、防災・減災対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第4号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、

議長において処置することに決定しました。

日程第 20 議員派遣について

○議長（中井 勝君） 日程第 20、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました 1 件に派遣することとしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第 21、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申し出がなされております。これを承認したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の委員会における所管事務調査は、申し出のとおり決定しました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定します。

第 95 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 9 月 3 日の開会以来、本日まで、行政に当面する重要な課題及び平成 30 年度決算認定などを審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

特に、今回提案されました平成 30 年度決算認定につきましては、決算特別委員会に付託をし、4 日間にわたり審査をお願いをいたしました。この間、池田宜広決算特別委員長並びに宮本泰男副委員長におかれましては、大変な御苦勞を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただき

深く敬意を表します。議会審議の過程での意見、特に決算審査において表明されました意見並びに要望を十分尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 9月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の結果、原案どおり御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、鋭意御精励を賜り、終始精力的に御審議を賜りましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

決算特別委員会、補正予算、さらには一般質問等で賜りました御意見、御提案を今後の行政運営に反映すべく努力いたしたいと存じます。

終わりに、議員各位におかれましては、実りの秋を迎え、御多忙な時期ではございますが、御自愛いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会に際しましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第95回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後4時24分閉会
